

独立行政法人さけ・ます資源管理センター役員給与規程

平成13年4月1日
13規程第36号

改正 平成13年11月30日 13独さ第388号
改正 平成14年11月29日 14独さ第507号
改正 平成15年 6月30日 15独さ第187号
改正 平成15年10月31日 15独さ第376号
改正 平成16年11月 1日 16独さ第342号
改正 平成17年11月30日 17独さ第334号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人さけ・ます資源管理センター（以下「センター」という。）の役員給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 役員給与は、常勤役員については俸給、調整手当、通勤手当、期末特別手当及び寒冷地手当とし、非常勤役員については非常勤役員手当とする。

(給与の支給日)

第3条 常勤役員給与（期末特別手当及び寒冷地手当を除く。）は、その月の16日（その日が独立行政法人さけ・ます資源管理センター職員勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関する規程（13規程第35号）第4条第1項に規定する週休日及び同規程第14条に規定する休日（以下「休日等」という。）にあたる時は、その月の15日以降の日のうち、その日に最も近い休日等でない日。以下「支給日」という。）に、その月の月額全額から、租税公課、共済組合及びこれらに準ずるものを控除した金額を現金で支払う。

(俸給)

第4条 常勤役員俸給の月額、次のとおりとする。

- (1) 理事長 780,000円
- (2) 理事 634,000円

2 前項の常勤役員俸給の月額は、その役員の業績を考慮して定めるものとする。

3 新たに常勤役員となった者には、その日から俸給を支給する。

4 常勤役員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。

5 常勤役員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の俸給の全額を支給する。

(調整手当)

第5条 調整手当は、物価、生計費等が特に高い札幌市に在勤する常勤役員に支給する。

2 調整手当の月額は、俸給の月額に100分の3を乗じて得た額とする。

3 国の職員等（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）であった者が、引き続き常勤役員に任命された場合（この職員が当該任命の日の前日に在勤していた官署に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）において、当該職員が任命の日の前日に人事院規則9-49（調整手当）第1条に規定する地域に所在する官署又は同条に規定する官署（同規則附則の規定により調整手当を支給される地域又は官署を含む。以下「支給官署等」という。）に在勤していた者で、当該任命後に在勤する事務所が調整手当を支給されない事務所であるとき、又は当該任命後に在勤する事務所に係る調整手当の支給割合が当該任命の前日に当該支給官署に在勤するものとした場合に一般職の職員給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）及び同規則の規定を適用して得られる支給割合（理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする。以下「給与法による支給割合」という。）に達しないときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該任命の日から2年を経過するまでの間（第2号に定め

る割合が第1項及び第2項の規定による支給割合以下となるときは、当該任命の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。)、俸給の月額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の調整手当を支給する。ただし、当該職員が当該任命の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する事務所を異にして異動した場合における当該職員に対する調整手当の支給については、理事長が別に定める。

(1) 当該任命の日から同日以後1年を経過する日までの期間 給与法による支給割合
(給与法による支給割合が当該任命の後に改定された場合にあつては、当該任命の日の前日の給与法による支給割合。次号において同じ。)

(2) 当該任命の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 給与法による支給割合に100分の80を乗じて得た割合

4 調整手当の支給方法は、前条第3項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条第3項から第5項までの規定中「俸給」とあるのは「調整手当」と読み替えるものとする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、次に掲げる常勤役員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする常勤役員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である常勤役員以外の常勤役員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる常勤役員を除く。)

(2) 通勤のため自動車、自転車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする常勤役員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である常勤役員以外の常勤役員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる常勤役員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする常勤役員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である常勤職員以外の常勤役員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる常勤役員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる常勤役員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる常勤役員 次に掲げる常勤役員の区分に応じて、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である者 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である者 4,100円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である者

	6,500円
ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である者	8,900円
ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である者	11,300円
ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である者	13,700円
ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である者	16,100円
チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である者	18,500円
リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である者	20,900円
ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である者	21,800円
ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である者	22,700円
ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である者	23,600円
ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である者	24,500円

(3) 前項第3号に掲げる常勤役員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 通勤手当は、支給単位期間(理事長が別に定める通勤手当にあっては、理事長が別に定める期間)に係る最初の月の支給定日に支給する。
- 4 通勤手当が支給される常勤役員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該常勤役員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(期末特別手当)

- 第7条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第9条までにおいて、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤役員に対し支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても同様とする。
- 2 期末特別手当の支給日は、そのつど理事長が別に定める日とする。
 - 3 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において常勤役員が受けるべき俸給及び調整手当の月額、俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその常勤役員の在職期間の区分に応じ、理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、理事長は、その常勤役員の業績を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。

4 第1項後段の例外として、基準日前1箇月以内に退職し、引き続き国の職員等となった場合には期末特別手当を支給しない。

5 国の職員等から引き続き常勤役員となった者（独立行政法人さけ・ます資源管理センター - 役員退職手当支給規程第5条第1項又は第2項に該当する者に限る。）の第3項の在職期間については、国の職員等として在職した期間を現に在職する常勤役員としての在職期間とみなす。

第8条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末特別手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末特別手当）は、支給しない。

（1）基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条の規定により解任された常勤役員（同条第1項及び第2項第1号に該当し解任された場合を除く。）

（2）基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した常勤役員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

（3）次条第1項の規定により期末特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた常勤役員（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第9条 理事長は、支給日に期末特別手当を支給することとされていた常勤役員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末特別手当の支給を一時差し止めることができる。

（1）離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

（2）離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末特別手当を支給することが、センターの公共上の見地から行う事務及び事業に対する国民の信頼を確保し、期末特別手当の支給に関し、その適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、前項の規定による期末特別手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

（1）一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

（2）一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

（3）一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末特別手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末特別手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(寒冷地手当)

第10条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下次条において「基準日」という。)において、札幌市に在勤する常勤役員(以下次条において「支給対象役員」という。)に支給する。

第11条 支給対象役員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における常勤役員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

世帯等の区分		
世帯主である常勤役員		その他の常勤役員
扶養親族のある常勤役員	その他の世帯主である常勤役員	
23,360円	13,060円	8,800円
備考 「扶養親族のある常勤役員」には、扶養親族(理事長が別に定める者であって他に生計の途がなく主としてその常勤役員の扶養を受けているものをいう。以下この表において同じ。)のある常勤役員であって札幌市又は理事長が別に定める地域に居住する扶養親族がないものは含まないものとする。		

2 理事長が別に定める常勤役員に該当する支給対象役員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、理事長が別に定める額とする。

3 支給対象役員が、理事長が別に定める場合に該当するときは、当該支給対象役員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第2項の規定による額を超えない範囲内で、理事長が別に定める額とする。

4 前各項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給日、支給方法その他の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第12条 削除

第13条 削除

(非常勤役員手当)

第14条 非常勤役員手当の月額、次のとおりとする。

(1) 監事 16,300円

2 非常勤役員手当の支給については、第3条の規定を準用する。この場合において、同条中「常勤役員」とあるのは「非常勤役員」と読み替えるものとする。

3 非常勤役員が新たに任命されたとき、又は離職したときは、その在職期間に応じた額を支給する。

4 非常勤役員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の非常勤役員手当月額の全額を支給する。

(実施細則)

第15条 役員の給与の支給手続きその他この規程の実施に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年11月30日13独さ第388号)

この規程は、平成13年11月30日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則(平成14年11月29日14独さ第507号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成14年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(平成14年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

2 平成14年12月に支給する期末特別手当の額は、第7条第3項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末特別手当の額から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額とする。

(1)平成14年12月1日(以下この号及び次号において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの(次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち俸給及びこの額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「俸給等」という。)の額の合計額

(2)継続在職期間について改正後の役員給与規程の規定による俸給等の額の合計額

(平成15年3月に支給する期末特別手当に関する暫定措置)

3 平成15年3月に暫定的に期末特別手当を支給する。なお、この場合にあつては、第7条第1項中「6月1日及び12月1日」とあるのは「、3月1日、6月1日及び12月1日」と、第7条第3項中「6月に支給する場合には100分の170」とあるのは「3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の170」と読替する。

(平成15年6月に支給する期末特別手当に関する経過措置)

4 平成15年6月に支給する期末特別手当については、第7条第3項中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」とする。

附 則(平成15年6月30日15独さ第187号)

この規程は、平成15年6月30日から施行する。

附 則(平成15年10月31日15独さ第376号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成15年11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第3条、第5条、第6条及び第7条の改正部分の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(平成16年3月31日までの間における期末特別手当に関する読替規定)

2 施行日から平成16年3月31日までの間における第7条の規定の適用については、同条第3項中「100分の180」とあるのは「100分の160」と読み替えるものとする。

(平成15年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

3 平成15年12月に支給する期末特別手当の額は、前項の規定により読み替えられた第7条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末特別手当の額(以下「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

(1)平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに常勤役員となつた者にあつては、新たに常勤役員となつた日)において常勤役員が受けるべき俸給、調整手当及び通勤手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において常勤役員として在職しなかつた期間がある常勤役員にあつては、当該月数から当該在職しなかつた期間の月の数を減じた月数)を乗じて得た額

(2)平成15年6月に支給された期末特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額

附 則(平成16年11月1日16独さ第342号)

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成17年11月30日17独さ第334号）

（施行日）

1 この規程は、平成17年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成17年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

2 平成17年12月に支給する期末特別手当の額は、この規程による改正後の役員給与規程第7条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末特別手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

（1）平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに常勤役員となった者にあつては、その新たに常勤役員となった日）において常勤役員が受けるべき俸給及び調整手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において常勤役員として在職しなかった期間がある常勤役員にあつては、当該月数から当該在職しなかった期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額

（2）平成17年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

（その他）

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。